

[令和2年5月1日]

八王子市地域包括支援センター大和田

運 営 規 程

社会福祉法人 一誠会

八王子市地域包括支援センター大和田

八王子市地域包括支援センター大和田運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、八王子市地域包括支援センター大和田（以下「事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、介護保険法の理念に基づき、かつ「指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第37号）等の法令を遵守し、事業所の介護予防支援に関する担当職員その他の従事者（以下「担当職員等」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的として定める。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行うこととする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整することとする。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス事業所等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(指定介護予防支援の基本取り扱い方針)

第3条 指定介護予防支援は、要支援状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うこととする。

2 事業所は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うとともに、支援サービス第三者評価の受審及びサービス公表を行い、常にそのサービスの改善と透明性を高めることとする。

第2章 事業所、職員及び営業日等

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八王子市地域包括支援センター大和田
- (2) 所在地 東京都八王子市大和田町4丁目5-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 担当職員 7名

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。（祝日、年始年末12月29日から1月3日を除く）
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
（ただしこの時間外においても、必要に応じて迅速に対応する。）

第3章 指定介護予防支援提供の方法、内容及び利用料等

（指定介護予防支援の提供の基準及び利用料等）

第7条 指定介護予防支援の提供の方法は次のとおりとする。

- (1) 担当職員は利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき介護予防ケアプランを作成する。

その際、地域の指定居宅サービス事業者等と連絡を密にし、利用者の同意を得たうえで、指定サービス事業者等との連絡調整を行う。

課題の分析について使用する課題分析票は、包括的自立支援方式等とし、利用者に最も適した方法を用いる。

- (2) 担当職員は介護予防ケアプランの作成後においても、利用者、家族及び指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防ケアプランの実施状況を把握する。

少なくとも3か月に1回の訪問と1か月に1回のモニタリングを行い、利用者の課題を把握し、状況に応じて指定サービス事業者等と連絡・調整し、の介護予防ケアプラン変更等の支援を行う。

1か月に1回モニタリングの結果を記録する。

- (3) 担当職員はサービス担当者会議を開催し、各サービス担当者から意見を求める。

- (4) 担当職員は指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法等について理解しやすいよう、懇切・丁寧に説明し、また相談に応じ、同意を得ることとする。

- 2 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料は次の通りとする。

- ① 介護支援費 4,762円
- ② 初回加算 3,315円
- ③ 小規模多機能連携加算 3,315円

なお、事業所が法定代理受領する場合は利用者から利用料を徴収しない。

- 3 通常の事業の実施地域以外の場合は、交通費として以下を徴収します。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 電車・バス利用の場合 | 交通機関の実費 |
| ② 車を使用する場合 | |
| 10キロ未満 | 300円 |
| 10～20キロ未満 | 600円 |
| 20キロ以上1キロ増すごとに | 30円増し |

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、八王子市とする。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第9条 担当職員は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な援助を行うこととする。

(居宅サービス計画等の書類の交付)

第10条 担当職員は、利用者が他の指定介護予防支援事業所の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付することとする。

第4章 その他 運営に関する重要事項

(苦情解決)

第11条 利用者及び代理人は、提供された指定介護予防支援サービスについて、事業所、区市町村及び東京都国民健康保険団体連合会等に苦情を申し出ることができる。

2 管理者は、事業所への苦情申し出に対して迅速かつ適切に対応する。

3 管理者は、法人が別に定めている「苦情解決に関する指針」(平成17年8月1日施行)に基づき、受付窓口及び担当者を定め、事実関係の調査、改善措置、利用者又は代理人に対する通知と説明、公表及び記録の整備等を行うこととする。

なお、苦情申立窓口等は、契約書の別紙「重要事項説明書」に記載する。

(損害賠償)

第12条 指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、保険者に報告するとともに、必要な措置を講じることとする。

2 指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、被害者に損害賠償を速やかに行うこととする。

(個人情報の管理)

第13条 管理者は、法人が定めている「個人情報保護規程」及び「個人情報取り扱い規定」(いずれも平成17年10月1日施行)を遵守し、利用者等の個人情報の取り扱いについて適切に取り扱うこととする。

(守秘義務)

第14条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する。また、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させることとする。

(研修)

第15条 管理者は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、職場内外での研修に努めることとする。

(委任)

第16条 この規程の施行上必要な事項は、管理者が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程を改正又は廃止するときは、理事会の議決を経ることとする。

付則 この規程は、令和2年5月1日から施行する。